

「つなぐ棚田遺産」感謝状贈呈要領

第1 趣旨

棚田地域の維持・保全・振興等に貢献する企業・大学等（以下「企業等」という。）の取組実績を積極的に評価し、棚田地域における多様な主体との連携や協力を促進することを目的として、本取組を実施する。

第2 審査方法等

(1) 応募方法

① 都道府県による推薦

都道府県は、10月中旬までに、本要領に適合する候補企業等を、別記様式「つなぐ棚田遺産サポート実績企業等推薦書」を添え、「つなぐ棚田遺産」委員会に推薦するものとする。推薦する候補企業等は概ね各都道府県1企業等とする。

② 事務局による推薦

「つなぐ棚田遺産」委員会事務局は、つなぐ棚田遺産オフィシャルポーターの中から、本要領に適合する候補企業等を、「つなぐ棚田遺産」委員会に推薦するものとする。推薦する候補企業等は概ね1企業等とする。

(2) 審査方法

「つなぐ棚田遺産」委員会は、第3審査の基準等に基づき、(1)により推薦された候補企業等の取組について審査を行う。

第3 審査基準等

(1) 対象企業等

対象企業等については、本務に加えて、棚田地域の維持・保全・振興等に貢献する取組を実施し、顕著な功績があった企業等とする。

(2) 対象となる取組

対象となる取組については、高齢化や担い手不足等の棚田地域の課題を踏まえた支援に係る取組とする。

(3) 審査基準

審査基準は、(2)の取組の内容を勘案しつつ、次のとおりとする。

① 特別感謝状

特に優れた取組を実施する企業等に贈呈するものとする。

② 感謝状

優れた取組を実施する企業等に、各部門から贈呈するものとする。

「未来へつなぐ」部門：主に取組年数を考慮

「人と人をつなぐ」部門：主に取組に関係している棚田地域数を考慮

「クリエイティブ」部門：比較的新しく独創的な取組を行っている企業等に贈呈するも

のとする。

第4 贈呈

第2（2）の審査等の結果を踏まえ、特別感謝状は農林水産省農村振興局長が、それ以外の感謝状は「つなぐ棚田遺産」委員長が贈呈するものとする。

第5 その他

この要領に定めるものの他、つなぐ棚田遺産感謝状の贈呈に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月25日から施行する。